

発議第 22 号

地方財政の確立に関する意見書（案）の提出について

地方財政の確立に関する意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 12 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

前田 孝也

赤堀 久実

市川 岳人

嶋岡 壯吉

田中 覚

生中 正嗣

稲森 稔尚

百上 真奈

木津 直樹

田山 宏弥

記

地方財政の確立に関する意見書（案）

平成 26 年度地方財政に関して、8 月 8 日に閣議了解された中期財政計画では、「地方の一般財源総額については、平成 26 年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされたものの、歳出特別枠の見直しに言及する等、平成 26 年度予算編成に向けて国の歳出削減のターゲットとされることが懸念されます。

また、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入についても検討が進められており、再び地方自治および地方交付税法の趣旨に反した財政措置を進めようとしていることは極めて遺憾です。

つきましては、防災・減災対策や社会保障等、増大する行政需要に対応し、地方財政の充実・強化および地方自治の確立をはかるため、下記事項を実現されるよう求めます。

記

1. 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策等の増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。
2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。
3. 平成 26 年度の地方財政においても財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引き上げ等抜本的な対策を行うこと。
4. 「合併算定替」の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。
また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。
5. 平成 25 年度地方財政計画において、国の臨時特例措置に準ずるとして削減された給与関係経費等に係る財源について、平成 26 年度予算においては、完全に復元すること。
また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税については、地方自治体との協議、合意のもとで算定すること。

6. 地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や平成 25 年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入等については、地方固有の財源である地方交付税を使った地方公務員人件費削減に向けた政策誘導であり、厳に慎むこと。
7. 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税等の課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 25 日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官

復興大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 宛